

東京都・江戸川区納税表彰式

11月9日(金)にグリーンパレス5階にて東京都・江戸川区納税表彰式が行われ、当会から次の皆様が受賞されました。
おめでとうございます。

【都税事務所長感謝状】

・ 枝 泰寿 理事



【区長表彰状】

・ 大友 昌子 理事
・ 武松 成太郎 一之江支部長



税を考える週間記念講演会を開催しました

11月1日(木)にグリーンパレス5階にて「税を考える週間」記念講演を開催しました。
当日は約170名とたくさんの方に参加いただきました。
小林税務署署長のご挨拶の後、「全員遺言時代と税について」を松下税理士、「エンディングノートを作りませんか？」を(株)東京葬祭の尾上氏、「生きがいと円満相続の仕方」を(財)健康・生きがい開発財団の茂木氏の3名に講演をしていただきました。
参加された方からたくさんのご好評をいただきました。



講演会を聴講されている様子



健康・生きがい開発財団の茂木氏

江戸川北税務署
からの
お知らせ

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の 対象者が拡大されます

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。

源泉徴収税額にご注意ください

平成25年1月から源泉徴収税額表が変わります。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされました。

平成25年度の源泉徴収税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれており、「平成24年分源泉徴収税額表」とは税額が異なっていますので、平成24年以前の分の源泉徴収税額を求める際には、この税額表は使用しないようご注意ください。